

資源ごみ集団回収奨励金の交付申請について

団体登録の申請手続きが終了しましたら、次は奨励金交付申請を行います。流れについてまとめているので、ぜひご覧ください。

団体登録後の交付申請の流れ

1. 資源ごみ集団回収を行います。
2. 奨励金交付申請書類を提出します。（様式はホームページにあります。）
 - (1) 資源ごみ集団回収奨励金交付申請書
 - (2) 資源ごみ集団回収実施明細書
 - (3) 資源ごみ集団回収実施状況調査票
 - (4) 回収業者への引渡量（回収量）と引渡単価が記入されている計量伝票、御支払明細書、仕切書等
 - ※ (4)の様式は問いません。
 - ※ 業者からの計量伝票、御支払明細書、仕切書は必ず報告日が入っているものを提出してください。
3. 市から交付決定通知にかかる下記の書類を送付します。
 - (1) 資源ごみ集団回収奨励金交付決定通知書（様式第5号）
 - (2) 資源ごみ集団回収奨励金交付請求書（様式第6号）
4. 上記の資源ごみ集団回収奨励金交付請求書（様式第6号）を市に提出して下さい。
5. 市から奨励金の振込を行います。

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに
実施された回収にかかる奨励金の交付申請期限は
令和9年3月31日（水）です。